

- 多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表（案）  
（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第2 本交付金の基本的考え方</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 各種施策との連携</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 関係人口の創出・拡大、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持、農山漁村の活性化に関する施策</u></p> <p>第3 実施体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地方公共団体の役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町村長は、本交付金による取組が円滑に実施されるよう、広域活動組織（別紙5に定める組織をいう。以下同じ。）の広域協定（別紙5に定める協定をいう。以下同じ。）を認定するとともに、広域活動組織、<u>活動組織又は特定事業実施者（別紙7に定める者をいう。以下同じ。）</u>（以下「対象組織」という。）が作成する法第7条の事業計画（別紙1の第5の1及び別紙2の第5の1に定める事業計画をいう。以下「事業計画」という。）を認定する。また、活動の実施状況の確認等を行う。</p> <p>第5 事業実施主体</p> <p>本交付金の事業実施主体は、広域活動組織、<u>活動組織又は特定事業実施者</u>とする。</p>	<p>第2 本交付金の基本的考え方</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 各種施策との連携</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 都市と農山漁村の共生・対流を図る施策</u></p> <p>第3 実施体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地方公共団体の役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町村長は、本交付金による取組が円滑に実施されるよう、広域活動組織（別紙5に定める組織をいう。以下同じ。）の広域協定（別紙5に定める協定をいう。以下同じ。）を認定するとともに、広域活動組織<u>又は活動組織</u>（以下「対象組織」という。）が作成する法第7条の事業計画（別紙1の第5の1及び別紙2の第5の1に定める事業計画をいう。以下「事業計画」という。）を認定する。また、活動の実施状況の確認等を行う。</p> <p>第5 事業実施主体</p> <p>本交付金の事業実施主体は、広域活動組織<u>又は活動組織</u>とする。</p>

(別紙1)

## 農地維持支払交付金に係る事業の実施方法

### 第4 対象活動

1・2 (略)

3 1の規定にかかわらず、甚大な自然災害により、対象組織が1の地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を満たすことが困難な場合には、市町村長は、当該対象組織の活動要件の特例を設けることができる。

### 第5 対象組織の活動の実施等

市町村長が農地維持支払交付金を交付する対象組織の活動の実施等に関しては、次に定めるとおりとする。

1～3 (略)

#### 4 事業計画の認定

(1) 対象組織の代表者は、農地維持活動を開始しようとするときは、1に定める事業計画書と併せて以下に掲げるものを市町村長に提出するものとする。

ア～ウ (略)

エ 環境負荷低減のチェックシート

(2)・(3) (略)

5 (略)

#### 6 活動の実施

(1) 対象組織は農地維持活動を実施する際には、次に掲げる事項に留意の上、円滑かつ効果的な活動の実施に努めるものと

(別紙1)

## 農地維持支払交付金に係る事業の実施方法

### 第4 対象活動

1・2 (略)

3 1の規定にかかわらず、甚大な自然災害により、対象組織が1の地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を満たすことが困難な場合には、市町村長は、都道府県知事と協議の上、都道府県知事を通じて、農村振興局長が別に定めるところにより地方農政局長等の承認を受け、当該対象組織の活動要件の特例を設けることができる。

### 第5 対象組織の活動の実施等

市町村長が農地維持支払交付金を交付する対象組織の活動の実施等に関しては、次に定めるとおりとする。

1～3 (略)

#### 4 事業計画の認定

(1) 対象組織の代表者は、農地維持活動を開始しようとするときは、1に定める事業計画書と併せて以下に掲げるものを市町村長に提出するものとする。

ア～ウ (略)

(新設)

(2)・(3) (略)

5 (略)

#### 6 活動の実施

(1) 対象組織は農地維持活動を実施する際には、次に掲げる事項に留意の上、円滑かつ効果的な活動の実施に努めるものと

する。

ア・イ (略)

ウ 対象組織は、農地維持活動を実施する際に新たな環境負荷が生じないように、環境負荷低減のクロスコンプライアンス (以下「みどりチェック」という。) に取り組むこと。

(2) (略)

7・8 (略)

(別紙2)

資源向上支払交付金に係る事業の実施方法

## 第2 対象組織

資源向上支払交付金の対象組織は、次に掲げるものとする。

1 第4の1に掲げる地域資源の質的向上を図る共同活動 (以下「資源向上活動 (共同)」という。) の対象組織は、以下のとおりとする。

(1) ~ (3) (略)

(4) 第4の1の(3)の活動を実施する特定事業実施者

2・3 (略)

## 第3 対象農用地

資源向上支払交付金の算定の対象は、活動組織若しくは広域活動組織が農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を行う区域に存し、資源向上活動 (共同) 及び資源向上活動 (長寿命化) の効果が発揮される一団の農用地 又は特定事業実施者が第4の1の(3)の活動を実施する農用地 であり、以下に掲げるもの (以下「対象農用地」という。) とする。

する。

ア・イ (略)

(新設)

(2) (略)

7・8 (略)

(別紙2)

資源向上支払交付金に係る事業の実施方法

## 第2 対象組織

資源向上支払交付金の対象組織は、次に掲げるものとする。

1 第4の1に掲げる地域資源の質的向上を図る共同活動 (以下「資源向上活動 (共同)」という。) の対象組織は、以下のとおりとする。

(1) ~ (3) (略)

(新設)

2・3 (略)

## 第3 対象農用地

資源向上支払交付金の算定の対象は、対象組織が農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を行う区域に存し、資源向上活動 (共同) 及び資源向上活動 (長寿命化) の効果が発揮される一団の農用地であり、以下に掲げるもの (以下「対象農用地」という。) とする。

1・2 (略)

#### 第4 対象活動

資源向上支払交付金の対象となる活動は、以下に掲げる取組とする。

##### 1 地域資源の質的向上を図る共同活動

(1)・(2) (略)

(3) 対象組織は、農村振興局長が別に定めるところにより、第6の2の(1)のウのdの(a)から(e)までの活動を実施することができるものとする。

(4) (1)の規定にかかわらず、甚大な自然災害により、対象組織が(1)の地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を満たすことが困難な場合には、市町村長は、当該対象組織の活動要件の特例を設けることができる。

##### 2 施設の長寿命化のための活動

水路・農道等施設の補修・更新等を行うことにより長寿命化を図るものであって、第5の2に定める活動計画に基づくものであり、かつ、次に掲げる要件を満たすものをいう。

(1)・(2) (略)

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、甚大な自然災害により、対象とする施設・活動が(1)の都道府県知事が策定する地域活動指針に基づくものであることが困難な場合及び対象組織が(2)の要件を満たすことが困難な場合には、市町村長は、当該対象組織の活動要件の特例を設けることができる。

1・2 (略)

#### 第4 対象活動

資源向上支払交付金の対象となる活動は、以下に掲げる取組とする。

##### 1 地域資源の質的向上を図る共同活動

(1)・(2) (略)

(新設)

(3) (1)の規定にかかわらず、甚大な自然災害により、対象組織が(1)の地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を満たすことが困難な場合には、市町村長は、都道府県知事と協議の上、都道府県知事を通じて、農村振興局長が別に定めるところにより地方農政局長等の承認を受け、当該対象組織の活動要件の特例を設けることができる。

##### 2 施設の長寿命化のための活動

水路・農道等施設の補修・更新等を行うことにより長寿命化を図るものであって、第5の2に定める活動計画に基づくものであり、かつ、次に掲げる要件を満たすものをいう。

(1)・(2) (略)

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、甚大な自然災害により、対象とする施設・活動が(1)の都道府県知事が策定する地域活動指針に基づくものであることが困難な場合及び対象組織が(2)の要件を満たすことが困難な場合には、市町村長は、都道府県知事と協議の上、都道府県知事を通じて、農村振興局長が別に定めるところにより地方農政局長等の

3 (略)

#### 第5 対象組織の活動の実施等

市町村長が資源向上支払交付金を交付する対象組織の活動の実施等に関しては、次に定めるとおりとする。

1 (略)

2 活動計画

(1) 活動組織又は広域活動組織は、1に定める事業計画を作成する場合は、別紙1の第5の2に定めるとおりとする。

(2) 特定事業実施者は、1に定める事業計画を作成する場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を定めた活動計画書を作成し、これを事業計画書に添付するものとする。

ア 組織の名称及び所在地

イ 活動期間

ウ 実施区域内の農用地

エ 第4の1の(3)の活動の実施計画

オ 交付金額

カ 位置図

キ その他必要な事項

3・4 (略)

5 事業計画の認定

(1) 対象組織の代表者は、資源向上支払交付金に係る事業を実施しようとするときは、1に定める事業計画書と併せて以下に掲げるものを市町村長に提出するものとする。

ア～ウ (略)

承認を受け、当該対象組織の活動内容の特例を設けることができる。

3 (略)

#### 第5 対象組織の活動の実施等

市町村長が資源向上支払交付金を交付する対象組織の活動の実施等に関しては、次に定めるとおりとする。

1 (略)

2 活動計画

対象組織は、1に定める事業計画を作成する場合は、別紙1の第5の2に定めるとおりとする。

3・4 (略)

5 事業計画の認定

(1) 対象組織の代表者は、資源向上支払交付金に係る事業を実施しようとするときは、1に定める事業計画書と併せて以下に掲げるものを市町村長に提出するものとする。

ア～ウ (略)

(新設)

エ 特定事業実施者のうち農業者団体にあつては、団体の運営等に係る規約

オ 特定事業実施者にあつては、令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けていたことが分かる書類

カ・キ (略)

ク 環境負荷低減のチェックシート

(2) ~ (5) (略)

## 6 事業計画の変更

(1) 対象組織は、5により認定された内容について、次に定める事項の変更が生じた場合には、5の手續に準じて、市町村長の認定を受けるものとし、その他の事項の変更については、市町村長への届出を行うものとする。

ア 保安全管理及び第4の1の(3)の活動を行う対象農用地面積の変更

イ~オ (略)

(2) ~ (5) (略)

## 7 活動の実施

(1) 対象組織は農地維持活動を実施する際には、次に掲げる事項に留意の上、円滑かつ効果的な活動の実施に努めるものとする。

ア~エ (略)

オ 対象組織は、資源向上活動を実施する際に新たな環境負荷が生じないように、みどりチェックに取り組むこと。

(2) (略)

## 8 実施経過の報告

対象組織が第4の1の(3)の活動を実施する場合には、毎

(新設)

エ・オ (略)

(新設)

(2) ~ (5) (略)

## 6 事業計画の変更

(1) 対象組織は、5により認定された内容について、次に定める事項の変更が生じた場合には、5の手續に準じて、市町村長の認定を受けるものとし、その他の事項の変更については、市町村長への届出を行うものとする。

ア 保安全管理する対象農用地面積の変更

イ~オ (略)

(2) ~ (5) (略)

## 7 活動の実施

(1) 対象組織は農地維持活動を実施する際には、次に掲げる事項に留意の上、円滑かつ効果的な活動の実施に努めるものとする。

ア~エ (略)

(新設)

(2) (略)

(新設)

年度、事業計画に定められている事項の実施経過について、農村振興局長が別に定めるところにより市町村長に報告するものとする。

#### 9 実施経過の確認

市町村長は、事業計画に定められている事項の実施経過について、農村振興局長が別に定めるところにより確認するものとする。

#### 10 実施状況の報告

(1)・(2) (略)

(3) 特定事業実施者は、毎年度、事業計画に定められている事項の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより市町村長に報告するものとする。

#### 11 (略)

#### 第6 資源向上支払交付金の算定

1 (略)

2 交付単価

第4の1から3までに掲げる対象活動に対する資源向上支払交付金の額は、次の(1)から(3)までに規定するとおりとする。

(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動

資源向上活動(共同) (第4の1の(3)の活動を除く。)の実施に必要な交付金の交付単価は、次のアからウまでに、第4の1の(3)の活動の実施に必要な交付金の交付単価は、次のエにそれぞれ定めるとおりとする。

ア (略)

イ 継続地区の交付単価

(新設)

#### 8 実施状況の報告

(1)・(2) (略)

(新設)

#### 9 (略)

#### 第6 資源向上支払交付金の算定

1 (略)

2 交付単価

第4の1から3までに掲げる対象活動に対する資源向上支払交付金の額は、次の(1)から(3)までに規定するとおりとする。

(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動

資源向上活動(共同)の実施に必要な交付金の交付単価は、次のアからウに定めるとおりとする。

ア (略)

イ 継続地区の交付単価

a 法に基づき市町村長から認定を受けた事業計画において対象となる資源として位置付けて資源向上活動（共同）を5年間以上実施した農用地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地については、ア及びウのaからcまでに掲げる表中の①に0.75を乗じて得た額を交付単価とし、その際の国の助成は、②に0.75を乗じて得た額とする。

b ウのdを5年間以上実施した農用地については、ウのdに掲げる表中の①に0.75を乗じて得た額を交付単価とし、その際の国の助成は、②に0.75を乗じて得た額とする。

#### ウ 加算単価

a 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に、農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の活動項目から新たに活動項目を選択し、1活動項目以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定める活動期間中に農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の活動項目（ただし、広報活動・農村関係人口の拡大を除く。）から2活動項目以上選択して取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、国の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

b・c (略)

法に基づき市町村長から認定を受けた事業計画において対象となる資源として位置付けて資源向上活動（共同）を5年間以上実施した農用地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地については、ア及びウに掲げる表中の①に0.75を乗じて得た額を交付単価とし、その際の国の助成は、②に0.75を乗じて得た額とする。

(新設)

#### ウ 加算単価

a 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に、農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の活動項目から新たに活動項目を選択し、1活動項目以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定める活動期間中に農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の活動項目（ただし、広報活動・農的関係人口の拡大を除く。）から2活動項目以上選択して取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、国の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

b・c (略)

(新設)

d 環境負荷低減の取組への支援

事業計画に定める活動期間中に、次の(a)から(e)までのいずれかに該当する活動を行い、取組ごとに2年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回る場合に加算できる交付単価は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、国の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

(a) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組（以下「5割低減の取組」という。）と長期中干しを組み合わせた取組

(b) 5割低減の取組と冬期湛水を組み合わせた取組

(c) 5割低減の取組と夏期湛水を組み合わせた取組

(d) 5割低減の取組と中干し延期を組み合わせた取組

(e) 5割低減の取組と江の設置等を組み合わせた取組

<u>区分</u>	<u>①環境負荷低減の取組の10アール当たりの交付単価</u>	<u>②①のうち国の助成</u>
<u>長期中干し</u>	<u>800円</u>	<u>400円</u>
<u>冬期湛水</u>	<u>4,000円</u>	<u>2,000円</u>

夏期湛水	8,000円	4,000円
中干し延期	3,000円	1,500円
江の設置等 (作溝実施)	4,000円	2,000円
江の設置等 (作溝未実施)	3,000円	1,500円

エ 第4の1の(3)の活動への交付単価

第4の1の(3)の活動の実施に必要な交付金の交付単価は、第6の2の(1)のウのdと同様とする。

オ (略)

カ 多面的機能の増進を図る活動の取扱い

ア、イ及びオのいずれにおいても、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合には、当該支払の交付単価に5/6を乗じた額を交付単価とする。

(2) 施設の長寿命化のための活動

ア 対象組織への資源向上活動（長寿命化）に対する国の交付金の上限額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、次に掲げる表中の地目及び区分ごとの②の交付単価の欄に定める単価（直営施工を実施しない対象組織にあっては、当該単価に5/6を乗じて得た額）をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。ただし、令和6年度に資源向上活動（長寿命化）を行っている場合に、同年度を含む当該活動期間中に限り、対象組織への資源向上活動（長寿命化）に対する国の交付金の上限額は、事業計画に位置付けられて

(新設)

エ (略)

オ 多面的機能の増進を図る活動の取扱い

ア、イ及びエのいずれにおいても、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合には、当該支払の交付単価に5/6を乗じた額を交付単価とする。

(2) 施設の長寿命化のための活動

ア 対象組織への資源向上活動（長寿命化）に対する国の交付金の上限額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、次に掲げる表中の地目及び区分ごとの②の交付単価の欄に定める単価（別紙5の第3に定める要件を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織にあっては、当該単価に5/6を乗じて得た額）をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。なお、別紙5の第3に定める要件を満たさない活動組織の場合は、当該金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に100万円を乗じて得た額のいずれか小さい額

いる対象農用地について、次に掲げる表中の地目及び区分ごとの②の交付単価の欄に定める単価（別紙5の第3に定める要件を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織にあつては、当該単価に5/6を乗じて得た額）をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。なお、別紙5の第3に定める要件を満たさない活動組織の場合は、当該金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に100万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。

イ 施設の長寿命化のための活動に対する交付金の上限額は、同表中の①の交付単価の欄に定める単価（直営施工を実施しない対象組織にあつては、当該単価に5/6を乗じて得た額）をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。ただし、令和6年度に資源向上活動（長寿命化）を行っている場合に、同年度を含む当該活動期間中に限り、対象組織への資源向上活動（長寿命化）に対する交付金の上限額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、次に掲げる表中の地目及び区分ごとの①の交付単価の欄に定める単価（別紙5の第3に定める要件を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織にあつては、当該単価に5/6を乗じて得た額）をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。なお、別紙5の第3に定める要件を満たさない活動組織の場合は、当該金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。

とする。

イ 施設の長寿命化のための活動に対する交付金の上限額は、同表中の①の交付単価の欄に定める単価（別紙5の第3に定める要件を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織にあつては、当該単価に5/6を乗じて得た額）をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。なお、別紙5の第3に定める要件を満たさない活動組織の場合は、当該金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。

ウ (略)

(3) 組織の広域化・体制強化

ア 対象組織への組織の体制強化に対する支援として、別紙5に定める広域活動組織を設立し、当該広域活動組織に複数の集落をまたいで共同活動を行う班(以下「活動支援班」という。)を設置する場合に交付できる交付額は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。また、このうち国の助成による交付額は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

<u>区分</u>	<u>① 1組織当たりの交付額</u>	<u>②①のうち国の助成</u>
<u>広域活動組織の設立及び活動支援班の設置</u>	<u>40万円</u>	<u>20万円</u>

イ 対象組織への組織の広域化・体制強化に対する支援を令和5年度に受けている組織に対して同年度を含む活動期間中に限り交付できる交付額は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。また、このうち国の助成による交付額は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

(略)

第8 事業の実績等の報告

1 (略)

2 実施状況の報告

(1) 市町村長は第5の11に規定する実施状況の確認結果について、必要に応じて対象組織に通知するものとする。

ウ (略)

(3) 組織の広域化・体制強化

(新設)

対象組織への組織の広域化・体制強化に対する支援を令和5年度に受けている組織に対して同年度を含む活動期間中に限り交付できる交付額は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。また、このうち国の助成による交付額は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

(略)

第8 事業の実績等の報告

1 (略)

2 実施状況の報告

(1) 市町村長は第5の9に規定する実施状況の確認結果について、必要に応じて対象組織に通知するものとする。

(2)・(3) (略)

(別紙5)

#### 広域活動組織

### 第7 広域活動組織の業務

広域活動組織は、協定の対象区域内において、次に掲げる業務を実施することができる。なお、業務の事業実施主体が各事業における要件を満たす場合に限る。

1・2 (略)

3 以下のいずれかに該当する事業で、農村振興局長が別に定める事業

(1)～(3) (略)

(削る。)

(4) 関係人口の創出・拡大、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持、農山漁村の活性化に関する事業

(別紙6)

#### 活動組織

### 第4 活動組織の業務

活動組織は保全管理する区域内において、次に掲げる業務を実施することができる。

1～3 (略)

(2)・(3) (略)

(別紙5)

#### 広域活動組織

### 第7 広域活動組織の業務

広域活動組織は、協定の対象区域内において、次に掲げる業務を実施することができる。

1・2 (略)

3 以下のいずれかに該当する事業で、農村振興局長が別に定める事業

(1)～(3) (略)

(4) 小水力等発電の導入等の地域のエネルギー資源の活用を図る事業

(5) 都市と農山漁村の共生・対流を図る事業

(別紙6)

#### 活動組織

### 第4 活動組織の業務

活動組織は協定の対象区域内において、次に掲げる業務を実施することができる。

1～3 (略)

(別紙7)

特定事業実施者

第1 対象者

環境保全型農業直接支払交付金実施要領(平成23年4月1日22生産第10954号農林水産省生産局長通知)の第1に定める農業者団体等であって、同要領第8の2の認定を受けた事業計画(以下「認定事業計画」という。)において、令和6年度を実施期間に含む別紙2の第4の1の(3)の活動の実施等に関する計画を記載していた団体等。

第2 特定事業実施者の業務

特定事業実施者は、別紙2の第4の1の(3)の活動であって、令和6年度に実施することとして認定事業計画に位置付けられていた活動を令和11年度まで実施することができる。

(新設)

附 則

- 1 この改正は、令和7年〇月〇日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき令和6年度までに事業計画の認定を受けた対象組織にあつては、当該事業計画に定める活動期間内における交付金の算定については、事業計画認定時の同要綱に基づく算定方法及び交付単価によるものとする。
- 3 みどりチェックについて、この通知による改正前の本要綱に基づき令和6年度までに事業計画の認定を受けた対象組織であっても環境負荷低減のチェックシートを提出するものとする。